

1. 基本料金

契約電流	料金
40アンペア	0.00 円
50アンペア	0.00 円
60アンペア	0.00 円

2. 電力量料金

単位	料金
1キロワット時につき	27.72 円

3. 電源調達調整費

(1)電源調達調整単価の策定

電源調達調整単価は、次の算定式により算定し、電気料金に反映します。なお、毎月見直しを実施し、当該月の前月末までに当社ホームページに掲載いたします。

電源調達調整単価 = A + B + C - D

- A 卸電力取引市場調達単価：当月の3ヶ月前の月の15日を起算日としたその前3ヶ月(※1)において、当社が一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場および時間前市場で調達した電力1キロワット時当たりの、約定量および約定価格から算定される加重平均単価に、当社の卸電力取引市場調達比率を乗じて算定し、損失率(※2)にて補正した消費税等相当額を含めた単価をいいます。
- B 固定電源調達単価：当社が発電事業者、ベースロード市場等から電力を調達する場合に生じる費用であって、発電事業者、ベースロード市場等の調達方法ごとに、当月の3ヶ月前における電力1キロワット時当たりの平均調達単価に、当該調達方法に係る当月の3ヶ月前における当社の固定電源調達比率を乗じて算定し、損失率(※2)にて補正した消費税等相当額を含めた単価をいいます。
- C 調整項(調整単価)：電力自由化の制度上かかる経費を指し、インバランス料金や離島ユニバーサル調整額、電源調達調整費の調整、容量拠出金等が対象。今後、改定の必要が生じた場合は、請求する当該月の前月末までに電源調達調整単価の公表と併せてその旨を告知いたします。
- D 基準単価：当社が供給区域エリアや料金メニューごとに電源調達の基準として定めるもので、電源調達調整単価費の加減算の基準となる単価(消費税等相当額を含む)をいいます。

※1：4月分の場合、10/15～1/15のエリアプライスの当社需給加重平均値
※2：各供給区域の一般送配電事業者が託送約款等で定める送電ロスによる損失率

(2)基準単価

単位	基準単価(税込)
使用電力量1キロワット時につき	13.20 円

4. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

5. 割引金額

電気使用申込書「ご契約情報について」に記載の割引

1. 基本料金

契約容量	料金
1キロボルトアンペアにつき	0.00 円

2. 電力量料金

単位	料金
1キロワット時につき	28.55 円

3. 電源調達調整費

(1)電源調達調整単価の策定

電源調達調整単価は、次の算定式により算定し、電気料金に反映します。なお、毎月見直しを実施し、当該月の前月末までに当社ホームページに掲載いたします。

電源調達調整単価 = A + B + C - D

- A 卸電力取引市場調達単価：当月の3ヶ月前の月の15日を起算日としたその前3ヶ月(※1)において、当社が一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場および時間前市場で調達した電力1キロワット時当たりの、約定量および約定価格から算定される加重平均単価に、当社の卸電力取引市場調達比率を乗じて算定し、損失率(※2)にて補正した消費税等相当額を含めた単価をいいます。
- B 固定電源調達単価：当社が発電事業者、ベースロード市場等から電力を調達する場合に生じる費用であって、発電事業者、ベースロード市場等の調達方法ごとに、当月の3ヶ月前における電力1キロワット時当たりの平均調達単価に、当該調達方法に係る当月の3ヶ月前における当社の固定電源調達比率を乗じて算定し、損失率(※2)にて補正した消費税等相当額を含めた単価をいいます。
- C 調整項(調整単価)：電力自由化の制度上かかる経費を指し、インバランス料金や離島ユニバーサル調整額、電源調達調整費の調整、容量抛出金等が対象。今後、改定の必要が生じた場合は、請求する当該月の前月末までに電源調達調整単価の公表と併せてその旨を告知いたします。
- D 基準単価：当社が供給区域エリアや料金メニューごとに電源調達の基準として定めるもので、電源調達調整単価費の加減算の基準となる単価(消費税等相当額を含む)をいいます。

※1：4月分の場合、10/15～1/15のエリアプライスの当社需給加重平均値
※2：各供給区域の一般送配電事業者が託送約款等で定める送電ロスによる損失率

(2)基準単価

単位	基準単価(税込)
使用電力量1キロワット時につき	13.20 円

4. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

5. 割引金額

電気使用申込書「ご契約情報について」に記載の割引